

4. 衛生委員会の運営上のポイント

衛生委員会は、衛生に関し調査審議し、労働者の立場から事業者に対し意見を述べる場(法18条)となっています。衛生委員会は交渉の場ではないのですが、労使が対等で審議し、事業者に意見を言うことができます。したがって、労働者側からすると、毎月の衛生委員会が要求実現のチャンスとなります。しかしながら、この委員会設置の目的や性格がよく理解されず十分機能していないところも多いので、3点ほど留意点を述べておきます。

留意点① 調査審議の結論は「当然に尊重される」

【労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について】

(厚労省通知 2006. 2. 24)

衛生委員会等において調査審議を行った結果、一定の事項について結論を得た場合については、これに基づいて着実に対策を実施するなど、事業者はこの結論を当然に尊重すべきものであること。

当たり前の話ですが、調査審議だけで終わってしまえば衛生委員会の目的は果たせません。調査審議の結果や出された意見がどのように事業者(市教委・校長)に伝わり、事業者レベルでどのように検討され処置されたのか、プロセスを含め「結果として」職員の安全・健康・快適に職場が改善されたのか、明確にする必要があります。

上記の通知では、無条件に「結論を当然に尊重すべき」とあります。したがって、衛生委員会の調査審議が実質的には事業者の施策を決定づけることとなります。この点は非常に重要です(事業者はほとんどの場合このことを知りません)。衛生委員会の合意事項が実施されずにいると委員会は形骸化してきますので、合意事項の実施率の向上は衛生委員会を活性化させるための最重要事項です。

留意点② 意思決定機関ではない

【労働安全衛生法および同法施行令の施行について】 (基発 602 号 1972. 9. 18)

安全・衛生委員会の運営について、従来の過半数決定の規定を削除したのは、安全、衛生問題の本来的性格から、労使の意見の合致を前提とすることが望ましいという見解に基づくものであること。

安全・衛生委員会の会議の開催に要する時間は労働時間と解されること。従つて、当該会議が法定時間外に行なわれた場合には、それに参加した労働者に対し、当然、割増賃金が支払われなければならないものであること。

労働者側としては衛生委員会の機能・権限を強化して、意思決定機関扱いする方向に向かいがちですが、法の趣旨からみると望ましいことではありません。なぜなら事業場の安全衛生に責任を負っているのは「事業者」であり、衛生委員会に意思決定機能を持たすことは、事業者責任を曖昧にするおそれがあるからです。調査審議結果に関する意思決定はあくまでも事業者がすべきととらえ、衛生委員会は「諮問機関」に徹すべきです。

事業者が決定したことは、業務として職場のライン(業務の推進組織・校務分掌組織)

定期的な衛生委員会開催に向けて

資料⑤

1. 衛生委員会の目的等の確認

- (1) 目的 (2) 方針
- (3) 組織 → ☆ 本来は、衛生推進者は、②教頭以外がなるべき
- (4) 責務
- (5) 衛生委員会の調査審議事項

2. 労働安全衛生活動についての確認

- (1) 安全衛生管理・安全衛生教育 ※衛生委員会の開催について

○労働安全衛生規則 23 条（委員会の会議）

事業者は、衛生委員会を毎月 1 回以上開催するようしなければならない。

- 2 委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

平成 28 年度 3 月 1 1 日

各市町村教育委員会教育長 殿
鹿児島県教育庁保健体育課長

公立学校等における労働安全衛生管理体制の充実について（依頼）

1 各学校における衛生委員会等の開催について

職員 50 人以上の学校については、労働安全衛生規則 23 条第 1 項において「事業者は、衛生委員会を毎月 1 回以上開催するようしなければならない。」と規定されています。

ついては、必要な委員を確保した上で、既存の委員会等と併用するなど、学校の実情に応じ、適切な対応が図られるよう御指導ください。

なお、50 人未満の学校においても、各市町村の規定に基づき適切に対応するよう併せて指導をお願いします。

「50 人未満も準ずる方向とと思っている。県教委も方向性は同じ」県教委回答

平成 27 年度版

公立学校等における労働安全衛生管理体制の充実について（依頼）

1 各学校の衛生委員会等の年 3 回以上の開催について

職員 50 人以上の学校については、労働安全衛生規則 23 条第 1 項において「事業者は、衛生委員会を毎月 1 回以上開催するようしなければならない。」と規定されています。

つきましては、必要な委員を確保した上で、既存の委員会等と併用するなど、学校の実情に応じ、適切な対応が図られるよう御指導ください。

※上の平成 27 年度版から、年 3 回開催すればいいと認識している可能性あり

※ 要求すること

○衛生委員会等の毎月開催 → 上記 規則、依頼文より

○勤務時間（出退勤）調査の毎月実施 → 作業管理の側面から

○毎月開催が（今年度は）無理なら、職員会議の後などに短時間でも勤務時間（出退勤）調査から分かった超勤の平均時間の報告（超勤の実態）と超勤の原因・改善策を話し合う時間を設定させる。

○衛生委員会で業務改善のアンケートを実施するように要求する！

→ 作業環境管理の側面から

平成 27 年度勤務時間適正化・「校務整理」超勤削減2次アンケート結果 2016/2/○						2 0 1 6 ・ 7 月 実 施 状 況
V学校校安全衛生委員会 県の勤務時間適正化の通知文及び、薩摩川内市の第3次特定事業主行動計画から要請さ れている勤務時間適正化・「校務整理」超勤削減の取り組みについてのアンケート結果 (回収数 32 枚, 回収率 ○% 2月10日現在)						
措置例①やめる②まとめる・へらす③変える④簡単にする⑤その他のアイデア						
	希望数		主な行事等	改善案(○数字:同様意見数)		
	実 数	%		措置	意見・理由・説明等	
1	28	87.5	校内への保護者の 車の乗り入れ	保護者 への啓 発	児童安全確保, 事故防止の観点から保 護者への啓発を図る。体育館側も乗り 入れが多い。忘れ物を届ける車も多 い。ぜひ啓発してほしい。	○
2	28	87.5	放課後居残り児童 の指導	変える	原則下校。文書で出してほしい。(居 残れる場合を)	○
3	28	87.5	会議録の作成	作成	話し合われたことの確認のため	○
4	27	84.4	月平均30時間の超 勤解消に向けた取 り組み	継続	19日(育児の日)明記, 労安の月1 回継続, 人事委員会報告(H27, 10, 8) 3(2)遵守。仕事量を考えると実際 は難しい。	○
5	27	84.4	運動会の会場設営	変える	時間確保	○
6	27	84.4	算数備品整理のた めの時間確保	時間確 保	職員作業の設定。他教科の作業も(教 科別作業)②	○
7	27	84.4	教育相談のための 時間確保	変える	短縮校時にして時間設定する。	○
8	27	84.4	職員室の拡張	拡張す る	校務処理推進のため	△

【2年目の取組】

4月〇日、第1回学校衛生推進委員会を行った。

議題は

- ①学校衛生推進委員会の活動について（目的、方針、組織、学校衛生推進委員会の調査事項、労働衛生を推進する5つの活動、年間計画案、時間外勤務について、定時退庁日の設定について、年休の取得状況）
- ②意見交換 ア安全で健康に働くことの確保（安全指導や防火防災計画について、水質検査について）
イ快適な職場環境（給食の準備について）
ウ境知る権利・意見を述べる権利（特になし）
エその他、（ヒヤリハットで意見がでないことについて）衛生推進者として初めて会を進める立場に立った。

年度当初にあたって確認すべきことは、H会議の資料をそのまま活用することができた。大変ありがたいと思った。また、自校用に作り直す過程で労安に対する理解も深まり、自分自身の意識が高まることも感じた。また、アンケートについては昨年の方法を踏襲して行った。

5月〇日、第2回学校衛生推進委員会を行った。

議題は

- ①勤務時間調査結果（超勤の月平均 4月：35h59m）
- ②定時退庁日の取組
- ③年間活動計画から（セクハラ・パワハラ相談窓口要項、職場環境アンケート、VDT作業対策、食中毒対策、害虫駆除）
- ④アンケートから ア安全で健康に働くことの確保（棚の上にあり危険な物について、衛生推進委員による校内パトロール、プール転落事故予防、廃棄）
イ快適な職場環境（カビ、感染性胃腸炎、ハエ、犬猫のフン、給食の台拭きとお盆拭きの衛生）
ウ知る権利・意見を述べる権利（人事評価制度）
エその他、（職員の使用する薬、連休後すぐ行事があり、慌ただしい、2校時の休み時間、PTA美化活動の作業内容について）
- ⑤安全指導・防火防災計画についての年間計画から
- ⑥まとめ（教頭、校長）定時退庁日について本年度はやり方を改めた。部活動があるとしても定時には帰れないので、部活動がない日を定時退庁日に設定したのだ。その結果、5月16日（月）は全員5時には退庁できたとのことであった。本校は部活動が卓球部しかないため、このような方法がとれるし、有効であると感じた。また、セクハラ・パワハラ相談窓口要項を北薩労安会議の資料をもとに作成し、提示した。衛生推進委員会の報告で全職員にもアピールすることは、抑止にもつながる一種の研修効果が期待されると思う。

6月〇日、第3回学校衛生推進委員会を行った。

議題は

- ①勤務時間調査結果（超勤の月平均 5月：30h31m）
- ②定時退庁日の取組

平成 28 年度 X 学校 第 4 回衛生委員会報告

- 1 日 時 平成 28 年 7 月〇日（水） 15：15～16：05
- 2 場 所 校長室
- 3 委 員 （学校長，教頭，衛生推進者，職員団体代表，養護教諭，安全係主任，事務職員）

【 協 議 内 容 】

1 勤務時間について

- ・ 6 月の出勤時刻記録カードから（別紙資料参照）
 - ・ 休日の部活指導を含めた超過勤務 100 時間超は少なくなった。（休日の部活動指導の時を除く超勤時間平均は 54.49 時間）
 - ・ いつも残っている人は固定化しているようだ。部活動指導が 19：00 まで，その後仕事を続ける現状がある。
 - ・ 2 年前よりはだいぶ早く帰れるようになった（教頭）

2 安全面について

- ・ 体育館から中央道路をはさんで，グラウンドに出る階段部分に鉄板がはみ出している。生徒の行き来に危険が生じる。（委員会終了後確認する）
- ・ 自転車小屋のスロープに危険な部分がある。（A 先生に確認していただいている）
- ・ 校内の設備等の不具合を見つけた場合，まずは見つけた方で直してみる。直らない場合は事務室に相談する。まずは「自分で直してみる」ことを心がける。
- ・ 保育園前の駐車場から中央階段に上がる階段が危険であるとの通報が生徒の保護者からあった。（市に階段修理の要請を出している）

3 衛生面について

- ・ 熱中症等
 - ・ 熱中症は，一度起こすとくせになりやすい。頭痛や吐き気は熱中症と疑った方がいい。予防のため，部活動前（20 分～30 分）に水分を補給するのがよい。
 - ・ 上履きを持って帰らせる。靴箱周辺のおいがひどい。職員も使わない靴を棚の中に起きっぱなしにしない。かさも持ち帰る。それぞれの職員ロッカーの確認も！

4 その他

- ・ 夏季休業中の退庁について
 - ・ 夏休みぐらいは定時退庁を目指す。基本，17：00 には完全に校舎外に出る。16：40 から片付けを始めるのではなく，16：40 には職員室を出られるような準備を心がける。
- ・ その他
 - ・ セクハラ・パワハラアンケートを 2 学期，3 学期に 1 回ずつ実施予定。1 学期のハラスメントの研修は真剣みがあったか？性的マイノリティー等の研修もできたらいい。

職員の健康診断実施手順

1. 職員の定期健康診断の計画立案 [市教育委員会]
2. 健康診断の実施についての通知 [市教委→校長（教頭）→職員]
3. 健康診断の受診
 - 35歳未満
 - 人間ドックを希望しない者・選外 市の計画に沿って受診する
 - 人間ドックも受診するが希望する者

※結核検診は全職員学校で実施する。
※35歳未満の職員の尿検査は児童と一緒に実施する。
4. 健康診断結果の通知
 - 市の計画による検診受診者
教育委員会を通じて個人へ通知
 - 人間ドック受診者
人間ドック受診機関（病院等）から直接本人へ通知
 - 尿検査・結核検診
検査機関・教育委員会→校長→職員（個人）
5. 健康診断票への記入
健康診断・人間ドックの結果が通知されたら、各自健康診断票に記入する。
記入後、校長に提出する。（校長室金庫内に保管）
6. 健康診断結果（健康診断票）をもとに学校医から意見聴取
（健康診断票への校医印押印等）
7. 健康診断結果をもとにした措置の実施
校長は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、必要な措置を講じる。
必要に応じて、衛生委員会で調査・審議する。

※人間ドック受診について

- ・ 人間ドックの受診を希望する者は、4月に受診を申し込む。
- ・ 人間ドック選外者は、必ず市の計画に沿って健康診断を受診する。
- ・ 人間ドックを受診した場合、結果が通知されたら、すぐに健康診断票に結果を記入し、校長に提出する。